

第25回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成27年5月25日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 地裁委員会委員

伊藤納，井上久朗，大西直樹，大平哲也，小河妙子，加藤謙治郎，北川住江，滝智秀，西岡徹人，矢野隆史，山田秀樹（五十音順，敬称略）

(2) 説明者

民事第2部総括裁判官，民事訟廷管理官

(3) 地裁委員会事務担当者

民事首席書記官，民事次席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 新委員の紹介，各委員自己紹介

(2) 委員長あいさつ

(3) DVD視聴

「配偶者からの暴力の根絶をめざして」（内閣府男女共同参画局作成DVD）を視聴した。

(4) 配偶者暴力等に関する保護命令手続に関する説明

民事第2部総括裁判官から，保護命令手続についての概要説明を行った。

(5) 配偶者暴力等に関する保護命令手続の流れに従い，申立人の言い分を聴く手続，相手方の言い分を聴く手続及び申立人への配慮についての説明並びに意見交換

民事訟廷管理官から各項目について説明を行った上で意見交換を行った。

なお、意見交換をより有意義なものとするために、「配偶者暴力等に関する保護命令手続の流れ」（裁判所作成の手続説明書面）、「ひとりで悩まないで」（岐阜県作成パンフレット）及び「STOP THE 暴力」（内閣府男女共同参画局作成パンフレット）をあらかじめ委員に送付して、配偶者暴力についてのイメージを持って意見交換に臨んでいただいた。

意見交換では、裁判所からの説明に対し、委員から多くの質問がなされ、質問に対する裁判所からの回答を踏まえて、委員が意見を述べられた。委員の意見の要旨は別紙のとおり。

(6) 次回の意見交換の主なテーマについて

「裁判所における人材育成面での問題について（仮題）」

(7) 次回期日

平成27年11月17日（火）午後1時30分

(別紙)

委員の意見の要旨

- 相手方の言い分を聴く手続を申立ての1週間後に行うため、保護命令が発令されるのは、最短でも申立てから1週間後となるとのことだが、発令までの間、申立人は、非常に怖い思いをしていると思われるので、できるだけ早く発令できるようにしたほうが良いと思う。
- 一般の方は、保護命令制度をあまり認知していないのではないかと思う。私自身もこの制度の存在を知らなかった。この制度を必要とする方が申立て先などを迷わないようにするために、もっと制度の周知を行う必要がある。裁判所の立場上、申立てを促すような広報ができないとしても、国民に正しく制度を理解してもらうことを目的として、警察や自治体などの関係機関などと連携していく必要があると思う。
- 申立書のひな形を見たが、申立書は相当なボリュームがあると感じた。警察や支援する団体などでサポートを受けているとはいえ、これを全部書かないといけないとなれば、申立人にとっては、相当の負担だと思う。
- DV、ストーカー、児童虐待に関して、夫婦げんかの類いのものであっても、警察は、逮捕勾留を含めた捜査を非常に熱心に行っている。このような事案の中には、内容によっては、環境調整ができるものがあり、起訴猶予となることもある。このような手続が事実上の保護命令の機能を果たしているのかもしれないと個人的に思う。
- 保護命令手続は、申立人の身体や生命を守る最終手段としての重要な手続なので、裁判所が運用を工夫し、しっかりやっていくということが重要だと思う。運用にあたっては、自治体などと連携していくことになると思うが、実態として動きやすい制度かを検証していく必要がある。

以上